

令和2年第3回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 令和2年 9月8日 午前10:00

○散 会 午後 0:06

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 瓜 生 望	6番 佐 藤 敏 雄	7番 鑑 仁 志
8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎	10番 佐 藤 義 久
11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男	13番 堀 井 克 見
14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟	16番 大 谷 貞 廣
17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	教 育 長 工 藤 素 子
総 務 部 長 菅 原 靖 仁	市民生活部長 菅 原 剛
福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法	産業建設部長 櫻 庭 春 樹
上下水道局長 渋 谷 一 春	教 育 部 長 伊 藤 貢
総 務 課 長 千 葉 秀 樹	企画政策課長 安 田 秀 樹
財 政 課 長 菅 生 司	学校教育課長 山 田 敬 輔
選挙管理委員会・監査委員事務局長 宮 崎 久 春	代表監査委員 渡 邊 晋 二

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健 二	議会事務局次長 鈴木 学
---------------	--------------

令和2年第3回潟上市議会定例会日程表（第1号）

令和2年 9月 8日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長、教育長）
- 日程第 5 報告第 5号 令和元年度潟上市健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 6号 令和元年度潟上市公営企業資金不足比率について
- 日程第 7 議案第55号 潟上市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例
（案）について
- 日程第 8 議案第56号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）に
ついて
- 日程第 9 議案第57号 財産の無償譲渡について
- 日程第10 議案第58号 令和元年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて
- 日程第11 議案第59号 令和2年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）につ
いて
- 日程第12 議案第60号 令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第
2号）（案）について
- 日程第13 議案第61号 令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2
号）（案）について
- 日程第14 議案第62号 令和2年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2
号）（案）について
- 日程第15 議案第63号 令和2年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）
（案）について
- 日程第16 認定第 1号 令和元年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 1 7 認定第 2 号 令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 3 号 令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 4 号 令和元年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 5 号 令和元年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 6 号 令和元年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 7 号 令和元年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 認定第 8 号 令和元年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 認定第 9 号 令和元年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 5 認定第 1 0 号 令和元年度潟上市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 6 令和元年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計・下水道事業会計決算の審査報告
- 日程第 2 7 予算決算特別委員会の設置について
- 日程第 2 8 予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 2 9 陳情第 9 号 町内小路の整備についての陳情
- 日程第 3 0 発議第 3 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、本定例会は、議場内の3密を回避するため当局説明員は関係する議案、一般質問等のときのみ交代で出席することとしております。議事運営を致しますのでご協力のほどご理解のほど宜しくお願い致します。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（西村 武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、13番堀井克見議員、14番菅原秀雄議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（西村 武） 日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月29日までの22日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月29日までの22日間に決定致しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（西村 武） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであり、朗読、説明は省略します。

【議会運営委員会の報告】

○議長（西村 武） 次に、議会運営委員長からの報告を行います。6番佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤敏雄） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、8月31日に提出予定議案、会期日程等を議題として委員、議長、当局から説明員として副市長及び総務部長の出席のもとに開催しております。9月4日には一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

次に、本定例会の運営についてご報告致します。

はじめに、予算決算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けたあとに予算決算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後14日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。

また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告、質疑、討論、採決の順に行う予定となっております。

本会議最終日は午後から開催する予定で、予算、決算以外の議案については各常任委員会報告、質疑、討論、採決の順に行い、予算、決算議案については特別委員会報告、討論、採決の順に行う予定となっております。

なお、予算決算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については、本会議と同様の取り扱いとなりますので宜しくお願い致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますのでご確認ください。

発議について申し上げます。

全国市議会議長会より、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出について議決依頼がありました。初日の日程として取り扱いを致しますので宜しくお願い致します。

陳情について申し上げます。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については5名の通告者がありましたので、9月10日の1日で終了し、11日は本会議を休会と致します。

抽選の結果について、9月10日木曜日の1番目に1番鈴木壮二議員、2番目に3番菅

原理恵子議員、3番目に11番伊藤正吉議員、4番目に12番藤原典男議員、5番目に10番佐藤義久議員の順となりましたので宜しくお願い致します。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、引き続き一般質問は、効率的に節度をもってを念頭に行うことを確認しておりますので、趣旨をご理解のうえ適切に対応くださるようお願い致します。当局におかれましても、答弁等の対応は同様に効率的に行うようお願い致します。

常任委員会及び予算決算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算決算特別委員会分科会審査は、各委員会とも9月14日月曜日の特別委員会全体会議終了後からの開会とします。

なお、常任委員会及び予算決算特別委員会分科会審査においても、新型コロナウイルス感染症対策のため、引き続き議事運営等について効率的に行うようお願い致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告（施政方針）】

○議長（西村 武） 日程第4、行政報告を行います。

はじめに、市長の行政報告を行います。藤原市長。

○市長（藤原一成） おはようございます。

本日ここに、令和2年第3回定例会を招集致しましたところ、議員各位にはご出席を賜り誠にありがとうございます。

提出議案の審議に先立ち、第2回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と、提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、天王こども園（仮称）新築工事の工期変更事案の再発防止策について申し上げます。

先の議会全員協議会でご報告致しました本事案について、今後の再発防止に向けた取り組みを早期に進めるため、8月28日に副市長をトップとする再発防止検討委員会を設置しました。この委員会では、本事案の経緯や原因分析をするとともに、再発防止策等を報告書として取りまとめるよう指示しています。今後はこの報告書を全庁的に情報共有し、再発の防止に努めてまいります。

なお、8月28日にNTTインフラネット株式会社秋田支店長から、このたびの工期変更の事案についてNTTグループとして謝罪したいとの連絡があり、9月4日に訪問を

受けております。この中で、株式会社N T T東日本東北加賀谷取締役から、この度、本社の事務上の不手際により、潟上市に多大なるご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後は、潟上市とともに潟上市とさらに連携し、迅速な対応に努めてまいりたいとの謝罪がありましたことをご報告致します。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について申し上げます。

先の議会全員協議会においてもご説明させていただきましたとおり、6月12日に成立した国の第2次補正予算において示された、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業にかかる潟上市分の交付限度額は、4億5,388万7,000円となっています。この交付金を受けて本市では、新しい生活様式を見据えた未来への対応や、今後の感染対策への備えに重点的に予算を配分することとし、本定例会に関連予算を計上しています。具体的には、学校の教育環境及び市役所業務のI T化を一層推進するための整備事業や、自治会の集会施設や公民館等の公共施設において、感染を防止するための環境構築にかかる事業などです。また、新型コロナウイルス感染症対応で設けられた県資金の融資を受けた市内事業者に対する後年度の利子補給に備え、新たに基金を設置します。

なお、この基金設置に係る条例（案）を本定例会に提出しています。

新型コロナウイルス感染拡大の終息が見通せない中、引き続き感染状況を注視しつつ、国や関係機関との連携のもと、潟上市民の安全で安心な生活を守るため最大限の対応をしてまいります。

次に特別定額給付金について申し上げます。

特別定額給付金の申請は8月13日をもって終了しています。申請期間終盤の8月上旬には、未申請世帯に対して戸別訪問などの調査・確認等を行い、最終的な支給状況は1万3,889世帯に対して32億3,830万円を支給し、支給率は約99.8%となりました。

次に、潟上市事業継続支援金及び潟上市飲食店コロナ対策支援金の支給状況について申し上げます。

潟上市事業継続支援金は、6月1日から申請受付を開始し、8月3日からは市外に事業所を有する市内の個人事業者も交付対象とした拡充を行い、8月31日をもって申請受付を終了しています。申請総数は8月28日日現在で、法人及び個人事業者延べ929件であり、支援金8,290万円を交付しています。また、潟上市飲食店コロナ対策支援金は、8月28日現在で13件の申請があり、支援金236万1,000円を交付しています。

なお、潟上市商工会では、新型コロナウイルス感染症拡大により停滞している市内経

済の活性化を目的に、7月4日から潟上市商工会商品券事業を実施しました。今後も本市の経済回復のため、商工会等関係機関とも連携し、新型コロナウイルスの感染状況や経済状況を注視しながら、必要な対策を検討してまいります。

次に、観光イベントについて申し上げます。

例年実施しておりました飯田川鷺舞まつり、八郎まつり、天王グリーンランドまつりは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止としました。今後は、感染防止のための新しい生活様式に即した開催方法を検討してまいります。

次に、旧昭和西保育園の利活用について申し上げます。

社会福祉法人南秋福社会より、旧昭和西保育園を障害者支援施設として活用したい旨の要望書が提出されたことについては、昨年6月定例会の行政報告においてご説明しておりますが、地域住民への説明会などを経て、このたび正式に譲渡申請がありました。

申請内容は、建物を改装して重度障がい者を対象とした日中サービス支援型グループホームとして活用するもので、開所の予定は、令和4年度中で20人程度の利用者を予定しています。また、今回整備予定の日中サービス支援型グループホームは、保護者の高齢化を見据えた施設でもあり、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするものです。

当該法人は、つくし苑の名称で潟上市内において多くの障害者支援施設を運営している実績があり、本市の障害者福祉施策推進の一翼を担っていただいています。本市としては、施設活用の趣旨やこれまでの実績等を踏まえて建物を無償にて譲渡することとし、本定例会に、財産の無償譲渡についての議案を提出しています。

次に飯田川横断歩道橋について申し上げます。

県道男鹿昭和飯田川線に設置してあります飯田川横断歩道橋につきましては、昭和43年3月の竣工から50年以上が経過し、補修を重ねているものの老朽化が進んでおり、撤去する方向であると道路管理者である秋田県より報告がありました。撤去にあたり、本年度は詳細設計を行い、令和3年度に工事着手を予定しているとのことであります。また撤去工事にあわせ、飯田川小学校入口前の横断歩道の改良も計画されていることから、本市としても、市民が安心して安全に利用できるよう秋田県及び秋田県警、関係機関と連携し、事業の推進に協力してまいります。

次に農業関係について申し上げます。

はじめに稲作の状況について申し上げます。

市内に作付けされた主な品種については、稲の草丈は平年より長いものの、穂数については平年並に推移しています。収穫期については、平年並みからやや早めを見込んでいます。

次に、地域振興作物の主なものについて申し上げます。

エダマメは収量・品質ともに平年並みに推移しています。大豆については、今後の突発的な大雨などに対する排水対策や病虫害防除に努め、良質大豆の生産に向け関係機関と連携してまいります。夏ネギや花卉の輪菊・小菊の収量については、それぞれ平年並みとなっています。

なお、輪菊・小菊については、新型コロナウイルス感染症の拡大により需要期の価格が懸念されましたが、小菊については、例年に比べ2割程度高い価格で推移しているものの、輪菊は、新型コロナウイルス感染症の影響により葬儀を行わないという風潮になってきているため、例年に比べると2割程度安い価格で推移しています。果樹の和梨は、春先の気温の低下による結実不良がみられ、また、果実肥大と共に降雹の影響を受けた果実が目立ち、摘果作業の遅れが出ていました。八雲は8月21日、幸水は8月27日から出荷が始まっています。

本定例会には、報告として令和元年度潟上市健全化判断比率、令和元年度潟上市公営企業資金不足比率について、議案として、潟上市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例（案）ほか1件、また、財産の無償譲渡についてと令和元年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、令和2年度潟上市一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）4件、令和元年度各会計決算の認定についての案件を提出しています。

なお、令和2年度の各会計補正予算案についてはこののち担当部長から、また令和元年度各会計決算については主要施策成果説明書により総務部長から説明させます。

以上が、行政報告並びに本定例会に提出しています議案の概要であります。適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、私からの報告とさせていただきます。

【教育長の行政報告（教育行政方針）】

○議長（西村 武） 次に、教育長の行政報告を行います。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） 市長の行政報告に引き続き、教育委員会から行政報告を申し上げます。

はじめに、学校をはじめとする教育委員会関係の新型コロナウイルス感染症に関する

対応について申し上げます。

緊急事態宣言に伴う臨時休業措置に対応するため、本市の小中学校では通常、7月23日からの夏季休業の開始を8月1日に繰り下げ期間を短縮致しました。8月23日で夏季休業が終了し、24日から授業を開始しているところであります。また、こども園等の就学前施設、放課後児童クラブにおいては、感染症対策を講じたうえで運営を継続しております。国内外の感染状況を見据えると、新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められることが見込まれる状況であるといわれております。今後も3つの密の回避、検温、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生などの感染対策の徹底を図るとともに、可能な限り授業や保育、各種学校・園行事、部活動等を継続して、引き続き子どもたちの健やかな育ちと学びを保障してまいります。

次に、学校におけるICT環境の整備事業について申し上げます。

子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現を目指す国のGIGAスクール構想、これは1人1台端末の早期実現など、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境の実現を目指す国の事業でございますが、この実現に基づいた本市の整備事業については現在、学校内ネットワークの設計を進めております。さらに、市長の行政報告にありました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、このほど交付決定があった国の補助金の上乗せ分として1人1台タブレット端末を整備するなど、学校ICT機器等整備関連予算を本定例会に計上しております。ICT環境は、臨時休業期間中の児童生徒の学習保障等として果たす役割も大きいことから、購入後の適正な維持管理や運用の拡大に努めてまいります。

次に、天王こども園（仮称）の整備について申し上げます。

先の議会全員協議会においてご説明致しましたとおり、天王こども園（仮称）新築工事については、株式会社NTT東日本東北が、整備地内に設置している電気通信設備を移転することが必要でしたが、この移転の遅れにより、当初予定しておりました年度内の完成を令和3年8月まで延長することとなりました。改めまして議員の皆様、開園を心待ちにしてくださっていた利用希望予定のお子さん、保護者の皆様はじめ市民の皆さまに、このたびの工期の変更について心からお詫びを申し上げます。

なお、本事業の進捗につきましては、昨年度国から購入した土地を含めた造成工事が8月に完了し、現在は園舎の杭工事と基礎工事を並行して行っており、今後、順次整備を進めてまいります。工期は変更することとなりましたが、認定こども園の早期完成に

向けて今後も全力で取り組んでまいりますので、本事業に対する一層のご指導とご支援をお願い申し上げます。

またこのことに伴い、新園舎の開園は令和3年9月以降となりますので、令和3年度の園児受入れにつきましては、年度当初は現在の天王幼稚園、二田保育園、湖岸保育園の3園で行うこととし、新園舎完成後に移転することとなります。保護者の皆様にはご心配とご迷惑をおかけすることになりますが、ご不安のないよう受入れ態勢を整え、移転前後においても切れ目のない教育・保育を提供できるように努めてまいりますのでご理解をお願い致します。

次に、社会教育・社会体育事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、関係団体等のご意見を伺い検討を重ねた結果、10月に予定していた潟上市文化祭、潟上市健康マラソン大会は、感染対策が難しいと判断して今年度は中止と致しますが、市文化祭については代替事業として、10月に各公民館で作品の展示をする生涯学習作品展を開催することとしております。かたがみ写真講座については、来年1月に延期致しました。また、各公民館の各種講座・教室等については、6月下旬から感染症対策に配慮しながら順次開講しております。

なお、今後予定されている事業については、引き続き国や県の動向を注視し、関係団体のご意見、ご提言を伺いながら中止や延期する場合について判断し、決定後は速やかに市広報やホームページなどで周知してまいります。

最後に、社会体育施設の管理、運営について申し上げます。

本市には24の体育施設があり、このうち6施設について、平成21年度から指定管理者制度を導入し運営しております。残りの施設についても、段階的に導入する計画としておりますが、そのうち天王総合体育館、天王中央庭球場に、令和3年度から指定管理者制度を導入する方向で検討しております。今後は指定管理者の公募、指定管理者選定委員会を経て12月定例会に議案を提出し、3月定例会に関係予算を計上する予定としておりますのでご理解をお願い致します。

以上が、教育関係の行政報告であります。

○議長（西村 武） これで行政報告を終わります。

【日程第5、報告第5号 令和元年度潟上市健全化判断比率について】

○議長（西村 武） 日程第5、報告第5号、令和元年度潟上市健全化判断比率についてを議題とします。

報告第5号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の2ページをお開き願います。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つについて報告するものでございます。

3ページをお願い致します。

はじめに、上の表の実質赤字比率についてご説明致します。

実質赤字比率は、福祉や教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すもので、具体的には、標準財政規模94億2,018万8,000円に対する一般会計の赤字額の割合でございます。

一般会計の実質収支額の合計が5億6,348万6,000円の黒字でございますので、実質赤字比率はマイナス5.98%となりますので、5.98%の黒字でございます。

なお、本市の場合、一般会計等と表記するときには、一般会計のみでございます。

次に、下の表の連結実質赤字比率についてご説明致します。

連結実質赤字比率は、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したもので、財政運営の深刻度を表すもので、具体的には、標準財政規模94億2,018万8,000円に対する潟上市の各財産区特別会計を除く全会計の赤字額の割合でございます。

全会計の実質収支額の合計は16億6,828万円の黒字でございますので、連結実質赤字比率はマイナス17.70%となりますので、17.70%の黒字でございます。

次に4ページをお願い致します。

実質公債費比率についてご説明致します。

実質公債費比率は、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を表すもので、平成29年度から令和元年度までの3年間における単年度の比率の平均値でございます。

平成29年度は表の下段のとおり7.2%、平成30年度は7.0%、令和元年度は6.6%でございます。

3年間の平均では6.9%となりますので、昨年度の数値6.9%から変動はございませんでした。

次に5ページをお願い致します。

将来負担比率の状況についてご説明致します。

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計の借入金や退職金、特別会計の借入金に対する一般会計からの繰出金など、将来にわたって支払うべき負担等の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを表すものでございます。

令和元年度は60.0%となり、平成30年度の58.4%より1.6ポイント高い数値でございます。

これら4つの指標は、2ページの総括表にございますように、早期健全化基準をすべて下回っております。

なお、ただいま報告致しました指標につきましては国、県で現在精査中であり、算定の考え方に変更が生じた場合は、比率そのものが変わる場合がございますので申し添えます。

また、確定する時期でございますが、国の公表は11月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようですので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第6、報告第6号 令和元年度潟上市公営企業資金不足比率について】

○議長（西村 武） 日程第6、報告第6号、令和元年度潟上市公営企業資金不足比率についてを議題とします。

報告第6号について、当局より提案理由の説明を求めます。渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） それでは、議案書の7ページをお開き願います。

はじめに、水道事業会計についてご説明致します。

水道事業会計の（1）流動負債aから控除額を差し引いた3億2,785万2,000円から（3）流動資産fから控除額を差し引いた8億5,486万8,000円を差し引きますと、（4）地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第3条1項で規定する資金不足額は5億2,701万6,000円のマイナスとなります。したがって、（6）資金不足額・余剰額は、余剰額として表示されるため資金不足比率はございません。

次に、令和元年度から地方公営企業法の適用企業となった下水道事業会計についてご説明致します。

下水道事業会計の（1）流動負債aから控除額を差し引いた1億352万5,000円から

(3) 流動資産 f から控除額を差し引いた 1 億 6,584 万 3,000 円を差し引きますと、
(4) 同政令第 3 条 1 項で規定する資金不足額は 6,231 万 8,000 円のマイナスとなります。
したがって、(6) 資金不足額・余剰額は、余剰額として表示されるため資金不足
比率はございません。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。2 番戸田俊樹議員。

○2 番（戸田俊樹） この第 6 号の説明の中に「余剰額」という読み方をしたけれども、
ここ「剰余額」と書いてあるのですけれども、この読み方はどれが正しいのですか。記
載されたとおりでとすれば「剰余額」ですけれども。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） 大変失礼しました。読み間違えてしまいました。正式には
「剰余額」でございます。

○2 番（戸田俊樹） 余剰と剰余では意味が違いますよ。記載されたものが正しいのか、
局長の読み上げたものが正しいのか、我々はその判断材料としてどう動けばいいか、も
う一度お願いします。

○議長（西村 武） 暫時休憩します。

午前 10 時 37 分 休憩

.....
午前 10 時 38 分 再開

○議長（西村 武） 会議を再開します。渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） 何回もすいません。先ほど説明の中で「余剰額」という形
で説明させていただきましたが、正式には「剰余額」でございますのでご理解願いたい
と思います。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようですので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【日程第 7、議案第 55 号 潟上市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例
（案）について】**

○議長（西村 武） 日程第 7、議案第 55 号、潟上市新型コロナウイルス感染症対策利子
補給基金条例（案）についてを議題と致します。

議案第55号について、当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） それでは、議案書の8ページをお開き願います。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に深刻な影響を受けている事業者が融資を受けた場合に、当該融資に係る利子相当分を補給するための財源に充てるため、基金を設置する必要があることから条例を制定するものでございます。

次のページをお願いします。

本条例（案）についてご説明致します。

第1条は、基金の設置についてでございます。

基金を新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に深刻な影響を受けている事業者が融資を受けた場合に、その融資に係る利子相当分を補給するための財源に充てるとしております。

第2条から第6条までは、地方自治法第241条第8項の規定に基づき、潟上市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の管理及び処分に関し、必要な事項を定めたものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 現下のこのコロナの感染状況の中で、市内で事業を営む方々に対する支援という趣旨だと思いますが、おそらくこれ国のコロナ対策における制度に乗ったものなのかなと感じるわけですが、ひとつ国の制度に乗ったもので国の指針に基づいて潟上市もこの条例を設置すると。利子補給基金条例というのは目的基金になるわけでありまして、現状を鑑み、これ不確定要素でありますけれども近々の将来等々見た場合、潟上財政全体とのバランスで、この条例つくるにあたって提案当局は潟上の経済状況というのはどういうふう把握されていて、そして、例えてみれば来年度なら来年度、この基金として積み上げるとするならばどれくらいが見込まれるのか。これやっぱり、目的基金になりますから用途は決められてくる、しかもこの半ばで5条ですか、市長の判断で処分等ということで、かなり裁量権が市長にゆだねられる等々からいきますと、私ども議会としてはどういう経緯をたどりながらどういうガイドラインに基づいて今後運用していこうとしているのか、その内容等々も今回この設置条例と同

時に、現在考えられる案、内容というものを具体的にお示しをいただきたい。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 堀井議員のご質問にお答え致します。

潟上市の経済状況ということが、まず1つ目のご質問だったと思います。潟上市におります事業所様方はセーフティーネット、資金の借り入れに伴う市の認定件数でございますけれども200件を超えております、認定の方が。ということで、かなり事業所さんは、資金が大変なのかなと感じているところでございます。それからこの利子補給につきましては、今回の補正予算の中で商工費の中で、利子補給の基金という中で令和3年から令和4年までの間1,018万4,000円の積み立てを予定しております。この運用等につきましては、要綱・要領を作りまして厳格に施行させていきたいと考えておりますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 担当部長から縷々ご説明をいただきました。国の制度設計に乗っかっているものなのかということも明確にちょっと答えなかったようですので、それをもう一度確認したいということが1点。それからセーフティーネットと、何かあったときにそれをカバーできるようにセーフティーネット、網を張っておくと。200件くらいあると、総額。だとすれば、総対的にはどれくらい原資であったのかということも説明もあわせていただきたい。それをベースにして今後の対応ということになるわけでしょう。1,118万円ということで利息盛り上げることなのですが、ここらが一番肝心なことは、そのコロナ、コロナ、確かにコロナは大変なことなのですが、原因が企業の状況を判断するときコロナなのかコロナ以外なのか従前からのものなのか、ここらやっぱり相当厳格といえちよと業者さんにも気の毒なのですが明確にやっていないと、言ってみれば税金を利子補填に充てるという基金になるわけですから、公平平等性からいってもかなりやっぱり厳格にやっていないと、いつ収束するかわからないということと相まって、やはり今までとは違った行政対応というものが求められてくるんじゃないかなと私は考えますけれども、そこらの考え方とか背景だとか対応策とか、やっぱりこの条例も可決されますとイケイケドンドンでいくわけですから、しかも市長の裁量権でいくということですから、そこら辺はこの段階でもう少し明確にお示しをいただければ、この条例の設置（案）について私どもも判断、貴重な資料になるのかなと思いますので、今一度掘り下げてご答弁いただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

この利子補給基金を創設以前に、4月の臨時議会におきまして、秋田県経営安定資金基金管理枠利子補給費補助金の予算を議決させていただいております。それが令和2年分の予算でございます、それが821万6,000円予算を議決させていただいております。今現在、この危機管理枠の利子の予算ということで、一応想定としましては8億円の融資を見込んでおります。今現在、各銀行さんからちょっと聞き取り調査したところ、現在融資額としては概ね5億8,000万円くらいの融資実績があるということを知っております。その中で、もちろん潟上市経営安定資金危機関連枠利子補給要綱というのを作りまして、この中で厳格に進めていくということになっておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 今部長からご説明いただきました。今年の4月にもう821万円、県の資金というものを活用しながらやったということなのですが、その後、4月以降コロナが収束しないという状況が続いています。一方において、先ほど市長の行政報告にもあったとおり、法人、個人を含めて929件も、そして支援金も8,290万円もというふうな、かなりやっぱり業者さん方がこのコロナの騒動でやっぱり経営なりが困窮しているなということが垣間見ることが出来ます。だとしますと、すでにもう5億8,000万円も融資額もされていると。単純比較しますと2億2,000万円の枠より残らないということになるのかな、だとすれば、私やっぱり潟上全体の事業所あるいは経営者等々というキャパで見れば、この程度で果たして対応できるのかな、秋を迎える、冬を迎える中で。ですから、おそらくこれは条例が設置されてからこれから具体的な予算の計上ということになるのでしょうか、やはり相当吟味してやっぱり見込んでそしてやっていかないと、業者さんが委縮する、欲しくても、これ手あげ方式でしょうから手をあげられないということだと思いますので、今日は秋田銀行の支店長も今日傍聴に来ていますがけれども、実態がどうなのかということ、言ってみれば金融機関の現場とやっぱり綿密にすり合わせをして、そして業者さんがこういうコロナ禍の中でもしっかりと経営を継続できるような対応というもの、この条例あることによって、自分たちがセーフティネット、守られていくんだということ、そしてこの状況下の中で対応できるんだというきちっとしたやり方、安心を与えるというものとセットでなければいけないと私そう思

いますけれども、その点について提案者である市長、どのような見解を持ちますか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

全く仰せのとおりでございまして、私ども地元の金融機関の方々とは定期的に意見交換はしておりますし、情報の方もいただいております。その中でもこういったものが話題になってきて、今産業部長の方から数字等をご説明したとおりです。これは、これからコロナの収束が見通せない中で、この基金を設置するということが、前の政府の交付金では原則として認められておりませんでした。今回の2次補正分のものからこういったセーフティーネットにかかる基金について造成することが認められました。国の方針といえばそこが変わったということでございまして、私どもその国の方針が変わったところを見込んで、さらに先生おっしゃるとおり、地元の事業者さんたちができるだけ不安なく事業を継続できるような形でやっていく。そしてさらには今お聞きしますと、不安な状況が続くので、できるだけ手元に資金を置いておきたいという方で、すぐにそれを使うわけではないけれどもそういう融資を受けたいという方もいらっしゃるということでございました。そういったことにも備えてこの基金条例をご提案申し上げ、そして今後の状況を注視しながら、その基金の造成額等についてはまた議会の皆様にご報告しながら、事業者の皆さんが不安のないような形で備えてまいりたいと思います。ぜひご理解いただきまして、事業者の皆様を応援していきたいと考えてございます。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 従来からある利子補給制度とそれから今回提案されています新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例での、成立すればその基金というのは、会計はまるっきり別になると思うのですけれども、そこら辺、一緒の利子補給制度というようなことで繰り入れて同じ会計というかそういう内容になるのか、それともどうなのかということと、あとは従来との違い、それから利用できる業者の条件が同じなのかどうかという。特に、新型コロナウイルスの関係で赤字になって、はっきり言えば税金もちょっと滞納している業者であっても、この新型コロナウイルスの基金については、滞納あっても利子補給申し込めばやれるのかどうか、そこら辺まで考えているのか、そこら辺を伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 藤原議員にお答え致します。

今回の基金条例でございますけれども、ほかにも利子補給事業があるわけでございますが、これにつきましては、あくまでも交付金事業を活用するためのものでございます。予定している利子補給事業に交付金を活用する場合には、条例による担保が必要だということの指導がございますので、この度基金条例をやるということと、それから、事業者さんにとっては非常に金融機関と、金融機関が借り入れ等の受付をしてくれますので、その中で特別違いがあるかということでございますけれども、ちょっとそこまではたぶんほとんどないと思います。あくまでもセーフティーネットの場合は、その金融機関さんから来た場合の認定申請について認定をしてやっているというのが実情でございますのでご理解願いたいと思います。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） ちょっとよく理解できなかつたのですけれども、今回このための補給の基金ということでまずお金繰り入れるということなのですから、従来からあるその利子補給のその基金のお金の出どころが、はっきり言えば貯金の場所が出どころが違うのじゃないかなと思うんですけれども、会計の。そこはどうなのでしょう。

○議長（西村 武） 暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

.....
午前10時59分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 藤原議員のご質問にお答え致します。

従前の利子補給につきましては一般会計からの支出ということで、今回のコロナ対策の利子補給、感染症の利子補給の基金につきましては、これはまた国からきた交付金を基金に入れて、そこから支出してやるという形になりますのでご理解お願い致します。

○議長（西村 武） ほかに。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 特にコロナの関係で本当に大変な方、やはり税金の支払いもちょっと大変だなということがありますので、判断するのは銀行かもしれませんが、そこら辺は少し憂慮しながら企業を助けて、最終的には払えるという見込みがあれば、やっぱり貸していったり利子補給やるということも私は必要ではないかなということでこれは提言申し上げますので、そういうことで、関係当局もぜひご配慮願いたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 第6条の基金の管理に関して必要な事項、市長が定めることができるということですが、別に定めると書いてありますので何に定めるのですか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 佐藤議員のご質問にお答え致します。

今まだそういうことに迫られておりませんので、今回そういうふうな事案がございましたら個別に対応してまいりたいと考えております。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 私が聞きたいのは、必要な事項、発生していないというような予測できないでしょうか。例えば、この別に定めるものがどういうものであるのかということと、どこへ加えておくのかということですので、規則や細則やいろいろあると思うのですが、どこへ置こうとしているのですかということをお尋ねしているのです。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 基金の管理に必要な、今ご提案のあったような事柄も検討してくれというようなことがあって、もし仮にそういうものがこの基金を造成し、その利子補給に充てるといった場合には、そういった規則をつくっておかなければなりません。ですので、一般的にこういった基金をつくる場合には、そういったものを交付する場合の要綱であるとか規則であるとか、そういったものをその必要に応じて定めていくということになっています。我々としては、こういったものが必要になってきた場合には、そこあたりを私のところに委任となっていますので、私に委任いただいた権限の中で私の方で定めさせていただくということになっています。ただ、もしご報告等が必要な場合は、当然皆様方に報告して行って、こういった要綱であるとか規則というものを定めていきたいと思っています。

以上であります。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようですのでなしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託致します。

ここで暫時休憩します。再開は15分まで休憩します。11時15分再開します。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第 8、議案第 56 号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第 8、議案第 56 号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第 56 号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは、議案書の 11 ページをお開き願います。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。あわせて参考資料 2 ページの新旧対照表をご覧ください。

それでは、改正内容についてご説明致します。

潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の第 2 条第 23 号中、子ども・子育て支援法の改正に伴う引用条項を、「第 43 条第 3 項」から「第 43 条第 2 項」に改めるものでございます。これは、国の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援法における特定地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする改正が行われ、関係部分の削除に伴い項ずれが生じたものでございます。これまで、地域型保育給付費の支給にあたり必要とされていた確認は、特定地域型保育事業所を利用する子どもの居住地の市町村も必要とされておりましたが、この改正により、事業所の所在地の市町村のみ行うことで、事業所及び児童の居住地の市町村の事務負担が軽減されるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑がないようですので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託致します。

【日程第9、議案第57号 財産の無償譲渡について】

○議長(西村 武) 日程第9、議案第57号、財産の無償譲渡についてを議題とします。

議案第57号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原靖仁) それでは、議案書の13ページをお開き願います。

下記のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

無償譲渡する財産は、建物1棟及び附属工作物でございます。

財産の所在は、潟上市昭和大久保字後谷地47番地1、建物は、旧昭和西保育園の園舎で、床面積661平方メートルの木造平屋建てでございます。

建物の附属工作物として、外構フェンスが含まれております。

無償譲渡の相手方は、南秋田郡八郎潟町字中嶋282番地1、社会福祉法人南秋福祉会でございます。

無償譲渡をする日は、令和2年10月1日としております。

譲渡をする理由でございますが、平成30年4月に昭和地区3園が昭和こども園に統合され閉園となった昭和西保育園について、南秋福祉会より障害者支援施設として活用したいとの要望がございました。南秋福祉会は、つくし苑の名称で潟上市内において多くの障害者支援施設の運営実績がございます。

このたび整備予定の施設は、日中サービス支援型グループホームで、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするものでございます。

施設は、令和4年度の開所予定となっております。

本市としましては、施設活用の趣旨や、これまでの実績等を踏まえて、建物を無償で譲渡することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番(藤原典男) この建物の財産の無償譲渡、その考え方等については私賛成できますけれども、この建物については、耐震の対策をやっているのかどうなのか、もしやっていないとすれば、その譲渡先で行うということを確認しているのか、そこら辺は

どうなのでしょう。耐震対策。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

この建物であります。昭和46年に建てられております。築46年が経ってしまして、耐震構造にはなっておりません。さらにはアスベスト調査を行っておりますので、その段階ではアスベストはあるという判断になっております。それからこの譲渡後でございますが、これは全面改修するというので、南秋福社会の方で全面改修するというのでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 全面改修するということのように思いますが、やはりこちらとしては前のN T Tの例もありましたから、アスベストがあるんだよということと、それから耐震はないんだよということを伝えてちゃんと行っていただくということが必要だと思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

この議会が通りますと、正式に契約して南秋福社会に譲渡された場合におきましては、今言われたことに対しまして、ぬかりなく伝えて進めていただきたいと思いますので、そのような方向で進めたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 土地に関して伺いたいと思いますが、土地は譲渡しないんでしょう。賃貸契約、無償貸与。土地に関して説明お願い致します。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

土地に関しましては、隣接する下谷地児童館と共同利用をしておりますので、公共事業活用のため無償で双方で使う可能性がありますので、無償で貸与するという方向で予定しております。

以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 説明はわかりましたが、無償貸与でも契約書はどうしますか。契約書。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

無償で貸与しますけれども、賃貸の契約書は結ぶことになろうかと思えます。

以上です。

（「なろうかと思えますではちょっとおかしい」という声あり）

○総務部長（菅原靖仁） 無償で貸与契約を結びます。

以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） その際は、先ほど説明がありました条件つきですよ。下谷地町内と合同で使うというような恰好で。この建物の建っている部分だけの面積的なものはどうなりますか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

この土地に関しましては、保育園の敷地としまして3筆あります。建物建っている場所というのが後谷地47番地の1の面積は1,941.47平米でございます。共同利用しますので、賃貸契約としては全部契約しますけれども、共同で使用するということでもあります。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようですので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第57号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

【日程第10、議案第58号 令和元年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について】

○議長（西村 武） 日程第10、議案第58号、令和元年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題と致します。

議案第58号について、当局より提案理由の説明を求めます。渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） それでは、議案書の14ページをお開き願います。

提案理由でございますが、令和元年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金1億7,513万8,265円のうち1億円を資本金に組入れ、残余を繰り越すため議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願い致します。

令和元年度潟上市水道事業剰余金処分計算書は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の処分方法について議決をいただくものでございます。内容につきましては、先ほどご説明致しました提案理由を計算書として表したものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 大綱質疑等につきましては、予算決算特別委員会で行っていただきますようお願いいたします。

【日程第11、議案第59号 令和2年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について から 日程第15、議案第63号 令和2年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（西村 武） 日程第11、議案第59号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）についてから日程第15、議案第63号、令和2年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてまで一括議題と致します。

議案第59号から議案第63号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、一般会計補正予算の大綱についてご説明致します。

別冊の、令和2年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第7号）の1ページをお願い致します。

議案第59号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億6,739万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ215億7,614万5,000円とするものでございます。

5ページをお願い致します。

第2表地方債補正についてご説明致します。

起債の目的の農業基盤整備事業は180万円を追加し、限度額を530万円とするものでございます。

臨時財政対策債は3,250万円を追加し、限度額を3億3,350万円とするものでございます。

8ページをお願い致します。

歳入予算について、主なものをご説明致します。

10款1項1目地方交付税は1億5,666万4,000円の追加で、普通交付税の交付額決定により当初予算との差額を計上するものでございます。

なお、今年度の交付額は57億8,228万9,000円で、前年度比1億232万4,000円の増でございます。

14款2項1目総務費国庫補助金は4億6,383万1,000円の追加で、主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2次補正予算4億5,388万7,000円でございます。

5目教育費国庫補助金は7,421万円の追加で、主なものは、公立学校情報機器整備費補助金6,884万9,000円でございます。G I G Aスクール構想を実現するため、タブレット端末の整備やG I G Aスクールサポーター配置等に対する補助金でございます。

18款1項1目特別会計繰入金は4,980万9,000円の追加でございます。主なものは、介護保険事業特別会計繰入金5,317万8,000円で、前年度分の確定によるものでございます。

9ページをお願い致します。

2項1目基金繰入金は1,500万円の減額で、合併振興基金繰入金でございます。天王グリーンランドまつりの財源に充てておりましたが、事業中止により減額するものでございます。

19款1項1目繰越金は9,968万1,000円の追加でございます。

20款5項4目過年度収入は253万円の追加で、前年度国庫負担金及び県費負担金の確定による追加交付でございます。

21款1項3目農林水産業債は180万円の追加でございます。県営事業の湛水防除事業費の増額により追加するものでございます。

5目臨時財政対策債は3,250万円の追加で、発行可能額の確定によるものでございます。

歳出予算についてご説明致します。

補正予算の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業が5億4,284万5,000円の追加、国、県負担金等の確定による返還金が6,119万円の追加、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小または中止した事業費の減額が4,631万円、その他財政調整基金積立金が3億658万8,000円の追加でございます。

歳出予算の主なものをご説明致します。10ページをお願い致します。

2款1項8目電子計算費は8,309万8,000円の追加で、情報システムクラウド化事業及びWEB会議システム導入事業に係るものでございます。

15目公共施設等管理費は1,485万9,000円の追加で、集会施設冷暖房設備設置工事で12施設分でございます。

17目基金費は2億8,174万3,000円の追加で、地方財政法第7条の規定により前年度実質収支の2分の1を積立てるものでございます。

11ページをお願い致します。

4項3目県知事選挙費は416万7,000円の追加で、選挙投開票時の新型コロナウイルス感染症対策のため、消毒液や投票用紙自動交付機等を購入するものでございます。

3款1項1目社会福祉総務費は2,777万4,000円の追加で、主なものは、天王福祉センター空調設備改修工事2,585万円でございます。

2目障害者福祉費は920万2,000円の追加で、主なものは、前年度障害者医療費国庫負担金等5件の返還金1,005万4,000円でございます。

12ページをお願い致します。

2項3目児童館費は759万5,000円の追加で、児童館冷暖房設備設置工事で8施設分でございます。

3項2目扶助費は4,222万3,000円の追加で、前年度生活保護費等国庫負担金返還金でございます。

13ページをお願い致します。

4款1項4目成人保健費は302万5,000円の減額でございます。主なものは、成人健康診査委託料392万2,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、集団住民検診を中止したことによるものでございます。

6款1項4目農地費は499万円の追加で、主なものは、ため池ハザードマップ作成業務委託料249万5,000円と湛水防除事業費負担金200万円でございます。

14ページをお願い致します。

7款1項1目商工振興費は1,018万4,000円の追加で、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金積立金でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に深刻な影響を受けている事業者が融資を受けた場合に、当該融資に係る利子相当分を補給するための財源として積立するものでございます。

2目観光費は224万円の追加で、主なものは、天王ふれあい交流センター浴場設備改修工事548万3,000円でございます。

3目地域活性化イベント事業費は1,879万7,000円の減額で、天王グリーンランドまつりが中止となったことにより事業費を減額するものでございます。

15ページをお願い致します。

10款1項2目事務局費は2億979万8,000円の追加で、主なものは、GIGAスクールサポーター配置業務委託料540万円と、小中学校の児童生徒に1人1台タブレット端末を整備するなどの備品購入費2億337万円でございます。

2項1目学校管理費は6,001万1,000円の追加で、主なものは、小学校施設・設備改修工事4,980万6,000円でございます。小学校のトイレ改修工事等を実施するものでございます。

3項1目学校管理費は1,628万8,000円の追加で、主なものは、中学校施設・設備改修工事1,170万円でございます。学校のトイレ改修工事を実施するものでございます。

16ページをお願い致します。

6項3目公民館費は1億464万3,000円の追加で、主なものは、公民館空調設備改修工事8,393万円でございます。昭和公民館及び飯田川公民館のホールの空調設備を改修するものでございます。

以上が、一般会計補正予算の大綱でございます。

続きまして、各特別会計及び下水道事業会計でございます。

別冊の令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第60号、令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ363万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ34億1,506万8,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、一般会計繰出金392万2,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、集団住民検診が中止となったことによるものでございます。

次に、別冊の令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第61号、令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,095万8,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は一般会計繰出金で、前年度分の確定によるものでございます。

次に、別冊の令和2年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第62号、令和2年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億559万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6,233万9,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、介護給付費負担金等返還金及び一般会計繰出金で、前年度分の確定によるものでございます。

次に、別冊の令和2年度潟上市下水道事業会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第63号、令和2年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）は、資本的支出に313万5,000円の追加で、西長根地区管渠布設工事でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これで大綱説明を終わります。

大綱質疑につきましては、予算決算特別委員会で行います。

監査委員出席のため、暫時休憩します。

出席次第、速やかに再開しますので宜しくお願い致します。

午前11時43分 休憩

.....
午前11時44分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第16、認定第1号 令和元年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について か

ら 日程第25 認定第10号 令和元年度潟市下水道事業会計決算の認定について】

○議長（西村 武） 日程第16、認定第1号、令和元年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第25、認定第10号、令和元年度潟市下水道事業会計決算の認定についてまで、一括議題と致します。

認定第1号から認定第10号までについて、当局より一括して主要施策成果の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、令和元年度各会計決算における主要施策成果についてご説明致します。

お手元の主要施策成果説明書の3ページをお願い致します。

一般会計につきましては、イ総括でございますが、歳入決算額は159億2,227万4,000円、歳出決算額は153億3,681万8,000円、歳入歳出差引額は5億8,545万6,000円で、令和2年度への繰越財源2,197万円を差し引いた実質収支額は5億6,348万6,000円でございます。

ロ歳入の主なものは、市税が27億1,038万4,000円、地方交付税が61億1,094万7,000円、国庫支出金が19億543万8,000円、県支出金が9億8,718万円、繰越金が7億3,497万3,000円、市債が9億6,020万円でございます。

ハ歳出の主なものは、人件費が27億2,032万8,000円、扶助費が27億3,517万円、公債費が18億5,319万7,000円でございます。

また、投資的経費は16億2,127万9,000円でございます。

5ページをお願い致します。

主な投資的経費は、集会施設改修事業、新関集落構造改善センター等6施設2,329万8,000円、小中学校冷房設備設置事業2億2,333万3,000円、飯田川小学校体育館大規模改修事業1億5,653万1,000円、市道整備事業4億4,222万4,000円、天王こども園（仮称）整備事業、実施設計、地質調査委託料7,834万9,000円、でと児童クラブ整備事業、実施設計委託324万円、災害復旧事業123万1,000円でございます。

また、主なソフト事業は、潟上市表彰式典事業136万8,000円、最終処分場延命化事業1億4,642万6,000円、防災・健康拠点施設事業4,311万1,000円、フッ化物洗口事業109万6,000円、農業次世代投資事業1,470万9,000円、スクールバス運行事業1,902万1,000円、地域ぐるみの学校安全推進事業440万7,000円、除排雪事業8,947万9,000円、市債繰上償還4,600万4,000円でございます。

続いて、特別会計についてご説明致します。

主要施策成果説明書の6ページをお願い致します。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入決算額は36億2,076万1,000円、歳出決算額は32億8,241万5,000円、実質収支額は3億3,834万6,000円でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が5億4,957万2,000円、県支出金が24億2,603万1,000円、繰入金が3億1,663万9,000円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費が23億4,711万5,000円でございます。

次に、9ページをお願い致します。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額は3億2,277万4,000円、歳出決算額は3億2,182万2,000円、実質収支額は95万2,000円でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が2億534万円、一般会計繰入金が1億1,506万9,000円でございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合負担金が3億259万1,000円でございます。

次に、10ページをお願い致します。

介護保険事業特別会計のうち保険事業勘定につきましては、歳入決算額は40億433万7,000円、歳出決算額は38億2,817万5,000円、実質収支額は1億7,616万2,000円でございます。

歳入の主なものは、保険料が7億9,288万4,000円、国庫支出金が9億2,892万5,000円、支払基金交付金が9億6,207万6,000円、県支出金が5億2,939万5,000円、繰入金が6億3,857万5,000円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費が34億8,943万7,000円、地域支援事業費が1億1,827万3,000円でございます。

介護サービス事業勘定につきましては、歳入と歳出決算額はそれぞれ743万7,000円でございます。

歳入は介護予防サービス計画費収入で、歳出は保険事業勘定への繰出金でございます。

次に、12ページをお願い致します。

豊川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は169万8,000円、歳出決算額は148万1,000円、実質収支額は21万7,000円でございます。

下虻川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は78万5,000円、歳出決算額は59万9,000円、実質収支額は18万6,000円でございます。

和田妹川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は74万5,000円、歳出決算額は45万9,000円、実質収支額は28万6,000円でございます。

飯塚財産区特別会計につきましては、歳入決算額は127万2,000円、歳出決算額は78万6,000円、実質収支額は48万6,000円でございます。

最後に、水道事業及び下水道事業についてご説明致します。

主要施策成果説明書の13ページをお願い致します。

(3) 財政状況をご覧ください。

水道事業会計につきましては、経常収益は5億4,882万9,000円、経常費用は5億867万3,000円、特別利益は7,000円、特別損失は5,728万8,000円で、純損失は1,712万5,000円でございます。

また、資本的収入額は6億341万6,000円、資本的支出額は8億7,512万7,000円でございます。

主な事業は、昭和乱橋送水ポンプ場整備事業でございます。

次に、14ページをお願い致します。

(3) 財政状況をご覧ください。

下水道事業会計につきましては、経常収益は10億4,597万1,000円、経常費用は10億3,972万4,000円、特別利益は426万7,000円、特別損失は1,534万2,000円で、純損失は482万8,000円でございます。

また、資本的収入額は4億3,483万1,000円、資本的支出額は7億2,718万8,000円でございます。

主な事業は、鶴沼台地区管渠布設事業でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（西村 武） これで説明を終わります。

大綱質疑等につきましては、予算決算特別委員会にて行います。

【日程第26、令和元年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計・下水道事業会計決算の審査報告】

○議長（西村 武） 日程第26、代表監査員より、令和元年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道・下水道事業会計決算の審査報告を行います。渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊晋二） 監査委員の渡邊でございます。

令和元年度各会計決算の審査結果について、監査委員を代表して報告させていただきます。

ます。

はじめに、一般会計と7項目ございます特別会計の決算審査結果についてですが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び付属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成されかつそれらの係数は概ね正確であるものと確認しました。

また、決算の内容及び予算執行状況につきましては、全般に妥当であると認められました。

総括意見と致しまして、7月17日公表の秋田県金融経済概況によりますと、県内景気は新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状態が続いているとされており、3月に悪化がみられてから先の見通しが立たない状況となっております。

今後の財政運営については、人口減少に伴う市税等の減少により歳入の縮減は避けられず、歳出においても喫緊の課題であります少子化・高齢化対策に伴う社会保障関係費の増加、また仮称ではございますが天王こども園及び天王市民センターの整備事業、公共施設の長寿命化対策等の費用の増加が見込まれております。歳入の安定的な確保を図るため、国や県の動向に注視し情報収集を行いながら、資金の取り崩しに頼ることなく財源の確保に努めるとともに、収支の均衡を図っていただきたいと思います。

多様化する現代社会の中で市職員は、市民ニーズに応じたきめ細かいサービスの提供また迅速かつ適切な事務処理が求められています。限られた財源の中で、安定的かつ最大限のサービスを提供することにより、市民福祉の増進に寄与するとともに、着実に効率的な行財政運営に努めていただきたいと思います。

続きまして、令和元年度公営企業会計の決算審査結果についてですが、決算報告書及び財務諸表等は関係法令に準拠して作成されており、当事業の経営成績及び令和元年度末現在の財政状況を適正に示しているものと確認しました。

水道事業の総括意見と致しまして、給水原価等については、依然として給水原価が供給単価を上回り、4年連続で販売利益が赤字となっております。近年、有収率の回復がみられる一方で小給水原価が高い水準で推移していることから、適切かつ計画的な施設や水道管等の更新、漏水が発生する前に水道管等の老朽設備を点検し適切な措置を講じる等、更なる経費節減を模索し、経営基盤の強化に努めていただきたいと思います。今後も安定した給水収益を確保しながら、安心安全な水の供給と災害への備えに万全を期すとともに、持続的かつ健全な経営につき一層の努力を期待するものであります。

続いて、下水道事業会計の総括意見と致しまして、損益関係比率については、特別損

失による純損失の発生のため基準に達していない比率が多くみられますが、経常収支比率は100%を超えており、健全な経営状態にあると認められました。令和元年度から10年間の中長期的な経営の基本計画である潟上市下水道事業経営戦略に基づき、水洗化率の向上や事業運営における経費の削減を図るなど、企業努力を怠ることなく安定的な運営が継続されるよう、経営の分析や料金の見直しなど経営健全化に向けた計画的な取り組みを要望致します。

次に、財政健全化判断比率及び資金不足比率について報告させていただきます。

審査の結果でございますが、各比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に処理されているものと確認致しました。わずかに低下がみられた項目もありますが基準以下となっております。今後も、長期的展望に立った健全で安定した行財政運営を期待致します。

以上をもちまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（西村 武） これで、代表監査委員の決算審査報告を終わります。

お諮り致します。12時になりましたがどうしますか。このまま続けますか、それとも休憩しますか。

（「あと少しだ。」の声あり）

○議長（西村 武） という声がありますので、このまま続けます。

【日程第27、予算決算特別委員会の設置について】

○議長（西村 武） 日程第27、予算決算特別委員会の設置についてを議題と致します。

お諮りします。議案第58号から議案第63号までについて及び認定第1号から認定第10号までについては、全員の議員で構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号から議案第63号までについて及び認定第1号から認定第10号までについては、全員の議員で構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定致しました。

【日程第28、予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（西村 武） 日程第28、予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題と致します。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、

議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、予算決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することに決定致しました。

予算決算特別委員会の委員長には2番戸田俊樹議員、副委員長には7番鑑仁志議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定致しました。

なお、予算決算特別委員会は9月14日及び29日に開催、あわせて各常任委員会からなる予算決算特別委員会分科会を設置し、9月14日から17日までに詳細審査することと致しますのでご報告致します。

【日程第29、陳情第9号 町内小路の整備についての陳情】

○議長(西村 武) 日程第29、陳情第9号を議題と致します。

陳情第9号については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号については、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定致しました。

【日程第30、発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う意見書の提出について】

○議長(西村 武) 日程第30、発議第3号を議題とします。

発議第3号については、提出者の説明を求めます。6番佐藤敏雄議員。

○6番(佐藤敏雄) 発議第3号。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し我が国は戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響がおよび、地方税、地方交付税の大幅な減収等により、今後の地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しいものになることが予想されます。地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するため、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保を強く国に求めていく必要があります。よって、別紙意見書(案)のとおり、地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を要望するものであります。

以上であります。

○議長（西村 武） これで説明を終わります。

これから、発議第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて議了致しました。本日はこれで散会します。

なお、9月10日木曜日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集を願います。

本日はどうもご苦勞様でございました。

午後 0時06分 散会

